

平成29年度 三浦市介護予防・日常生活支援総合事業事業者説明会Q&A

No.	質問	回答
1	<p>【訪問型サービス・通所型サービス共通】 例えば、訪問型サービスを週1回利用している方が、5回目をキャンセルした場合に、266単位分(週1回程度の1回分の単位)をキャンセル料とすると、月の上限額(月額包括報酬)を超えてしまう。そのようなキャンセル料の設定は不可となるか。</p>	<p>お見込みのとおりです。質問の例では、5回目の利用のキャンセルを266単位分としてしまうと、月の上限額(月額包括報酬)を超過してしまうため、不可となります。</p> <p>$266\text{単位} \times 4\text{回(利用分)} + 266\text{単位(キャンセル分)} = 1,330\text{単位} > 1,168\text{単位(月の上限額)}$</p> <p>また、キャンセルした回数を差引いても、なお月の上限額(月額包括報酬)に至るときには、キャンセル料を徴収することは出来ません。重要事項説明書(または契約書)に記載する際、月の上限額(月額包括報酬)に至った際は除外する旨の記載をしてください。 通所型サービスについても同様です。</p>
2	<p>【訪問型サービス・通所型サービス共通】 利用者1人に対し、2つの事業所がサービスを提供することは可能ですか。</p>	<p>同一のサービスについて、2つ以上の事業所で提供することは出来ません(訪問型サービスと通所型サービスをそれぞれ1事業所ずつ利用することは可能です。)</p>
3	<p>【訪問型サービス】 配布資料の2ページの「4 区分(1週間のサービス利用回数)の設定」において、 「(例1)要支援1の利用者に、週1回のサービス提供を予定していたが、状態の悪化に伴い1カ月8回サービスを提供した。→「週1回程度」の利用者として、1,168単位(5回以上のため)」 とありましたが、(実質)報酬の加算がない、6回目以降のサービス提供で、サービス提供に必要な非常勤者の給与・移動費等(変動管理費)の新たな経費が発生しても所定のサービス報酬以上の請求は出来ないのでは、結果、その経費は、事業所が負担することとなる。従って、「介護サービス計画書」に位置づけられたサービス(内容、日時、頻度)で、且つ要請があっても予定されていないサービスを提供(追加)出来ない場合があるという理解で良いか。</p>	<p>実際の利用回数等は、利用者の状態の変化、目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更されるべきものであるため、一時的に週1回の利用が週2回に増える等が考えられ、これについては、サービスを提供する必要があるものと考えます。しかしながら、週2回の利用を継続する必要がある場合は、翌月以降、介護予防サービス・支援計画及び介護予防訪問介護計画の変更について検討すべきと考えます。</p>

4	<p>【訪問型サービス】 月の途中では、月初に計画されていたサービス(内容、日時、頻度)の変更は、「サ提会議」を経て可能だが、サービスコードの変更は、提供数が増えても出来ない。 次月諸手続き後には、サービスコードの変更は可能 とのことだが、ケアマネージャー側の認識で、上記が過大に解釈され当初の計画を逸する「何でもあり」の場合があるのではないのでしょうか。</p>	<p>利用回数や、1回あたりのサービス提供時間については、介護予防サービス・支援計画において設定された目標等を勘案し、必要な程度の量を介護予防訪問介護計画に位置づけてください。 利用者の状態や、提供すべきサービス内容に変更がある場合は、翌月以降、利用者の状態に応じた介護予防サービス・支援計画及び介護予防訪問計画の変更が必要であるかを検討してください。</p>
5	<p>【訪問型サービス】 月の途中で、月初に計画されていたサービスを変更する場合に、「頻度＝提供数」の上限を定めても良いのでしょうか。</p>	<p>実際の利用回数等は、利用者の状態の変化、目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更されるべきものであるため、利用回数等の上限を定めることは適切ではないと考えます。</p>
6	<p>【訪問型サービス】 明らかに要支援から要介護の状況に利用者が悪化した場合には、「区分変更申請」は出来ますか。</p>	<p>可能です。</p>
7	<p>【訪問型サービス】 「介護サービス計画書」に位置づけされていないサービス(内容、日時／夜朝)の提供は自費となりますか。</p>	<p>第1号事業支給費の対象となるのは、適切な介護予防ケアマネジメント、介護予防訪問介護計画等に基づくサービスであるため、仮に、これとは別にあくまで本人の選好により当該事業者に対して求められたサービスについては、第1号事業支給費の対象とはなりません。</p>
8	<p>【訪問型サービス】 1回あたりの標準的なサービス提供時間は定めますか。</p>	<p>サービス提供時間については、利用者の状態及び必要とされるサービス内容に応じ、サービス担当者会議等の所要のプロセスを経て、判断すべきであるため、1回あたりの標準的なサービス提供時間を定める予定はありません。</p>